

平成21年3月30日

株 主 各 位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 堀 田 隆 夫

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 安定した事業運営のため、自己資本の充実による財務の健全性の維持、強化を図るための必要な資金を調達することを目的として優先株式を発行することを可能とするため、優先株式に関する規定を新設するとともに、これに関連する規定の新設・変更を行いました。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」)に伴い、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行いました。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けました。
- (3) 株券電子化に伴い当社の業務内容に変更が生じることから、当社の目的の一部変更を行いました。

第2号議案

第三者割当による優先株式発行の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上